

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年7月20日

**【計算期間】** 第8期(自平成21年5月1日至平成21年10月31日)

**【発行者名】** スターツプロシード投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 平出 和也

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋三丁目3番11号

**【事務連絡者氏名】** スターツアセットマネジメント投信株式会社  
管理部長 松田 繁

**【連絡場所】** 東京都中央区日本橋三丁目3番11号

**【電話番号】** 03(6202)0856(代表)

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年1月26日提出の有価証券報告書の記載事項のうち、記載内容の一部について訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【投資法人の概況】

###### (1)【主要な経営指標等の推移】

事業の概況

イ. 当期の概況

f. 投資口の取引所価格の推移

<訂正前>

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成18年 4月	平成18年 10月	平成19年 4月	平成19年 10月	平成20年 4月	平成20年 10月	平成21年 4月	平成21年 10月
最高	205,000円	199,000円	240,000円	228,000円	186,000円	<u>126,000円</u>	80,500円	105,000円
最低	182,000円	184,000円	179,000円	180,000円	114,000円	<u>36,550円</u>	41,100円	68,900円

<訂正後>

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成18年 4月	平成18年 10月	平成19年 4月	平成19年 10月	平成20年 4月	平成20年 10月	平成21年 4月	平成21年 10月
最高	205,000円	199,000円	240,000円	228,000円	186,000円	<u>127,000円</u>	80,500円	105,000円
最低	182,000円	184,000円	179,000円	180,000円	114,000円	<u>32,600円</u>	41,100円	68,900円

##### 4【手数料等及び税金】

###### (4)【その他の手数料等】

<訂正前>

記載なし

<訂正後>

手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法  
上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

スタートアップアセットマネジメント投信株式会社

東京都中央区日本橋三丁目3番11号

電話番号 03-6202-0856

## 5【運用状況】

## (2)【投資資産】

## 【その他投資資産の主要なもの】

## □.取得済資産にかかる信託不動産の概要

## d.土壌汚染リスク調査の概要

## &lt;訂正前&gt;

物件番号	物件名	フェーズ (注1)			フェーズ (注2)		
		作成年月日	調査業者	汚染の可能性	作成年月日	調査業者	汚染の可能性
(中略)							
C-17	プロシード松濤	平成18年2月20日	前田建設工業株式会社	低い	—	—	—
(中略)							
C-48	プロシード柏エスト	平成18年7月31日	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	低い	平成18年9月1日	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	無
(後略)							

## &lt;訂正後&gt;

物件番号	物件名	フェーズ (注1)			フェーズ (注2)		
		作成年月日	調査業者	汚染の可能性	作成年月日	調査業者	汚染の可能性
(中略)							
C-17	プロシード松濤	平成18年2月20日	前田建設工業株式会社	有	平成16年7月 (日付記載無し)	株式会社国際技術 コンサルタンツ	無
(中略)							
C-48	プロシード柏エスト	平成18年7月31日	東京海上日動 リスクコンサル ティング株式会社	有	平成18年9月1日	東京海上日動 リスクコンサル ティング株式会社	無
(後略)							

## 第二部【投資法人の詳細情報】

## 第3【管理及び運営】

## 3【投資主・投資法人債権者の権利】

## &lt;訂正前&gt;

記載なし

## &lt;訂正後&gt;

## (9)投資法人債権者の元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金を受けることができます。

## (10)投資法人債の処分権(社債等振替法第115条、第66条、第67条第1項、第2項)

本投資法人は、第1回無担保投資法人債(劣後特約付・分割禁止特約付)につき、社債等振替法に基づく一般債振替制度において保管振替機構が取り扱うことに同意しており、発行の際に社債等振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債(社債等振替法第116条に定める意味を有します。)については、新規発行及び権利の移転は全て社債等振替法に従い、口座管理機関が管理する振替

口座簿への記載又は記録によって行われることとなり、投資法人債券は発行されません(社債等振替法第115条、第66条、第67条第1項)。但し、投資法人債権者は、保管振替機構が社債等振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は第1回無担保投資法人債(劣後特約付・分割禁止特約付)が振替機関によって取り扱われなくなったときに限り、投資法人債券の交付を受けることができます(社債等振替法第115条、第67条第2項)。

#### (11) 投資法人債権者集会における議決権

投資法人債権者の権利に重大な関係がある事項について、投資法人債権者の総意を決定するために、投信法及び会社法の規定に基づき、投資法人債権者集会が開催されます。

投資法人債権者集会における決議事項は、法定事項及び投資法人債権者の利害に関する事項に限られます(投信法第139条の10第2項、会社法第716条)。投資法人債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力は生じません(投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項)。

投資法人債権者の有する議決権の権利行使の手続きは、以下のとおりです。

- イ. 投資法人債権者は、投資法人債権者集会において、その有する投資法人債の金額の合計額(償還済みの額を除きます。)に応じて議決権を有します(投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項)。投資法人債権者は、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができ、かかる方法で行使した議決権の額は、出席した議決権者(議決権を行使することができる投資法人債権者をいいます。以下同じです。)の議決権の額に算入されます(投信法第139条の10第2項、会社法第726条、第727条)。
- ロ. 投資法人債権者集会において決議をする事項を可決するには、法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われますが、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければなりません(投信法第139条の10第2項、会社法第724条第1項、第2項)。
- ハ. 投資法人債権者集会は、必要がある場合には、いつでも招集することができます。原則として、本投資法人又は投資法人債管理者が招集します(投信法第139条の10第2項、会社法第717条第1項、第2項)。但し、投資法人債の総額(償還済みの額を除きます。)の10分の1以上に当たる投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対して、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項)。かかる請求がなされた後遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続が行われない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項)。
- ニ. 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができます(投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項)。

#### (12) 投資法人債管理者(投信法第139条の8)

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護にかけるおそれがないものとして法令で定める場合は、この限りではありません。なお、第1回無担保投資法人債(劣後特約付・分割禁止特約付)については、各投資法人債の金額が1億円以上であるため、投資法人債管理者を設置していません。

## 第5【投資法人の経理状況】

## 1【財務諸表】

## (6)【注記表】

(リース取引に関する注記)

&lt;訂正前&gt;

第7期 自 平成20年11月1日 至 平成21年4月30日		第8期 自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日	
オペレーティングリース (借主側) (単位:千円)		オペレーティングリース (借主側) (単位:千円)	
未経過リース料		未経過リース料	
1年以内リース料	64,260	1年以内リース料	65,832
1年超リース料	2,859,570	1年超リース料	<u>2,891,122</u>
合計	2,923,830	合計	<u>2,956,954</u>

&lt;訂正後&gt;

第7期 自 平成20年11月1日 至 平成21年4月30日		第8期 自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日	
オペレーティングリース (借主側) (単位:千円)		オペレーティングリース (借主側) (単位:千円)	
未経過リース料		未経過リース料	
1年以内リース料	64,260	1年以内リース料	65,832
1年超リース料	2,859,570	1年超リース料	<u>2,896,608</u>
合計	2,923,830	合計	<u>2,962,440</u>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

## &lt; 訂正前 &gt;

第 8 期 ( 自 平成21年 5 月 1 日 至 平成21年10月31日 )

## 1 . 親会社及び法人主要投資主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 投資主	スタート コーポレー ション株式 会社	東京都 中央区	4,474,000	持株 会社	被所有 直接 19.86%	投資法 人債の 引受先	投資法人債 の発行 (注1)	2,000,000	投資 法人債	2,000,000
							投資法人債 利息の支払 (注1)	162	未払費用	162

## &lt; 訂正後 &gt;

第 8 期 ( 自 平成21年 5 月 1 日 至 平成21年10月31日 )

## 1 . 親会社及び法人主要投資主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人 主要 投資主	スタート コーポレー ション株式 会社	東京都 中央区	4,474,217	持株 会社	被所有 直接 19.86%	投資法 人債の 引受先	投資法人債 の発行 (注1)	2,000,000	投資 法人債	2,000,000
							投資法人債 利息の支払 (注1)	162	未払費用	162